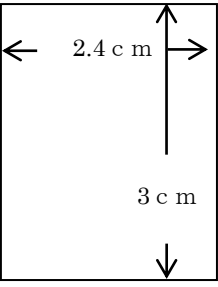


表

	<b>従業者証明書</b>		
	従業者証明書番号 _____		
(   年   月撮影)	従業者氏名 _____	(    年   月   日生)	
	業務に従事する 事務所の名称 _____	及び所在地 _____	
	この者は、宅地建物取引業者の従業者であることを証明します。		
	証明書有効期間	年   月   日から	
		年   月   日まで	
	免許証番号	大阪府知事 (   ) 第       号	
	商号又は名称		
主たる事務所の所在地			
代表者氏名			印

← 8.547cm 以上 8.572cm 以下 →

↑ 5.403cm 以下  
5.392cm 以上 ↓

裏

備考
宅地建物取引業法抜すい  第48条 宅地建物取引業者は、国土交通省令の定めるところにより、従業者に、その従業者であることを証する証明書を携帯させなければ、その者をその業務に従事させてはならない。 2 従業者は、取引の関係者の請求があったときは、前項の証明書を提示しなければならない。

備考

- 1 従業者証明書番号の付し方は、次の方法によること。
  - (1) 第1けた及び第2けたには、当該従業者が雇用された年を西暦で表したときの西暦年の下2けたを記載するものとする。
  - (2) 第3けた及び第4けたには、当該従業者が雇用された月を記載するものとする。ただし、その月が1月から9月までである場合においては、第3けたは0とし、第4けたにその月を記載するものとする。
  - (3) 第5けた以下には、従業者ごとに、重複がないように付した番号を記載するものとする。
- 2 業務に従事する事務所に変更があったときは、裏面に変更後の内容を記入し、事務所の長の印を押印すること。
- 3 従業者の現住所等必要な事項がある場合には、裏面に記入すること。
- 4 用紙の色彩は青色以外とすること。
- 5 証明書の有効期間は5年以下とすること。